はじめに

代末には、 展させたことはいうまでもなく、その地域的・量的拡大は藩道制廃棄 禁軍組織の拡充と契丹防衛の緊要化を背景に推進された中央禁軍の地 角的に推進され、宋に至って最終段階を迎えた。その様な政策のうち、 削減・解体に象徴される藩鎮抑制政策は、唐・五代の歴朝を通じて多 の要地に屯駐禁軍が布置されたという。宋朝がかかる政策を継承・発 藩鎮の恣意的な行動を制肘する上で充分な効果をあげた。 方屯駐政策は、 には藩鎮の支郡領有を止めて、藩道制を廃棄した。かかる藩鎮兵力の 鎮牙軍の精鋭を禁軍に編入することで軍事力の強幹弱支をはかり、遂 とある如く、 重要な前提をなしたものと推測される。 両朝国史』に「太祖太宗、 尽く天下の勁兵を収め、 契丹と接境する河北・河東を中心として、 宋は国初において、 進駐軍の軍事力を頼んで藩道行政ににらみを効かせ、 営を京畿に列ね、以って藩衛に備う」海内を平一するや、累朝の藩鎮跋扈に 唐末五代の藩鎮跋扈の弊に鑑み、藩 国内至るところ それ故、五

の任務を担わなければならなくなった。かくて、屯駐禁軍は軍制路及よって、各地の屯駐禁軍は新たに地方軍事力の要として、かかる藩軍することを目的として設置されたものであったから、藩道制の廃棄にさて、そもそも藩鎮は辺境及び地方における有事の軍事要請に対応

友永

植

[のもとに、辺防と地方治安の維持に当たるべく体制が整備されてい府州単位で、都部署・部署(都総管・総管)と称される統兵官の統

った。

び

と記している。 の官の部領するものなり」とあって、屯駐禁軍が鈴轄・都監・監押な卒、分屯して更戍す。今の屯駐・駐泊の名にして、鈐轄・都監・監押 練の政令を管掌したという。史書は時に都監を は辺寇の捍禦に際しては総管と協議し、 割を課せられた屯駐軍の監督官であった。『宋史』兵志によれば、 る官に統轄されていたことを伝えているが、これら諸官こそかかる役 考』が引く陳傅良(止斎)の言に「謂うところの禁兵は、 る地方屯駐軍の遠心化を防止する機構が必要となってくる。 かである。ここに都部署・部署等統兵官の統帥権を制肘し、 した後唐の明宗、後晋・後漢の高祖などの五代の事績に照らして明ら 生じてくる。それは契丹防衛軍を擁して出征し、倒戈して王朝を簒奪 再現されるのは必定であり、 た。 ところで、 統兵官によって屯駐軍が私兵化されれば、 宋朝政府が最も腐心したのは、屯駐禁軍の遠心化であっ 最悪の場合、 都監は禁軍の屯戍・辺防・訓 政権を喪失する可能性すら 再び藩鎮跋扈の旧態が 「監軍」或は みな三司 彼らによ 「文献

は、この間、宋朝君主独裁体制の確立・維持に寄与した官僚集団(内的淵源を尋ね、その宋に至る展開の過程を跡付けることにある。筆者前置きが長くなったが、この小論の目的は、かかる宋代都監の制度

解を些か異にすることもあり、改めて卑に唐・五代の都監に言及されているが、 第である。 監の制度的変遷を詳細に論じておられる。渡邊氏も、 近年、宋の都監について渡邊久氏が高論を発表され、北宋における契如き宋朝軍制の特色に関する遡及的考察の試みでもある。ところで、 は の官僚が任用された職事の一つとして言及したことがある。 官職の変容ついての事例研究であるが、一方また都監の職務にみるが 跡を追ってみたいと考える。 司使及び三班使臣)について考察し、この都監については、 都監という職事それ自体の特質に焦点を当て、その制度的変遷の その意味で、 改めて卑見を述べて、ご叱正を仰ぐ次 筆者は氏とは分析の観点や見 本稿は唐宋変革期における 序論の中で簡単 北宋における都 こ の それら

ところで、 それは両者が地方派遣軍の監督官という意味で職務の本質を同じくす 小論は行営都監の出現する唐後半期に重点を置くものであるが、 る。唐初から徳宗朝にかけての監軍使の実態を分析されたものである。 度的展開及び後者の屯駐軍の都監については、 し当り前者の唐代における淵源について考察し、その五代における制 軍使が融合し生成してきたものではないかと考えている。小論では差 起源とし、後者は五代の地方屯駐禁軍の監督官と唐代以来の藩鎮の監 るからである。すなわち、 るものの、 常駐する屯駐禁軍の都監に分けて検討されるべきであろうと考える。 展開上、 筆者は、 については、 唐前半期についても触れざるをえない。この唐前半期 唐代の監軍については、 それぞれその起源とその後の制度的展開を異にすると考え 宋代の都監は有事に編成される行営禁軍の都監と、地方に 矢野氏の高論を踏まえて言及したい。 前者は唐代における行営軍の監軍を系譜的 夙に矢野主税氏の先駆的研究があ 別に論じたいと思う。

表 1	宋初	の都監	•	監軍の事例
1X I	ZIN 12.	マンカロ m.	-	m # v/ # [7]

	皇帝	年号	西暦	月	就任者	官職ほか	軍事行動	事 例	出展
1	太祖	建隆1	960	9	李處耘	宣徽北院使	揚州征討	(揚州行営)都監	『長編』1
2	太祖	乾徳1	963	1	李處耘	枢密副使	楚征討	(湖南道行営)都監	『長編』4
3	太祖	乾徳1	963	1	張勲	氈毯使	楚征討	南面行営馬軍都監	『長編』4
4	太祖	乾徳1	963	1	盧懷忠	酒坊副使	楚征討	南面行営歩軍都監	『長編』4
5_	太祖	乾徳1	963	2	武懐節		楚 征 討	戦棹都監	『長編』4
6	太祖	乾徳 2	964	5	丁徳裕	引進使	南漢征討	南面兵馬都監	『長編』6
7	太祖	乾徳2	964	11 .	王仁贍	枢密副使	後蜀征討	(西川行営鳳州路)都監	『長編』6_
8	太祖	乾徳2	964	11	曹彬	内客省使枢密承旨	後蜀征討	(西川行営帰州路)都監	『長編』6
9	太祖	乾徳2	964	12	康延澤		後蜀征討	(西川行営鳳州路)馬軍都監	『長編』6
10	太祖	乾徳3	965	1	田欽祚	通事舎人	後蜀征討	(西川行営)先鋒都監	『長編』6
11	太祖	乾徳 3	965	3	朱光緒		後蜀征討	(西川行営)馬軍都監	『長編』6
12	太祖	乾徳3	965	3	張 熙		後蜀征討	(西川行営)歩軍都監	『長編』6
13	太祖	乾徳3	965	11	劉漢卿		後蜀征討	(西川行営)戦棹都監	『長編』6
14	太祖	開宝 1	968	8	曹彬	宣徽南院使	北漢征討	(河東行営前軍)都監	『長編』9
15	太祖	開宝 1	968	8	康延沼	懐州防禦使	北漢征討	(河東行営先鋒)都監	『長編』9
16	太祖	開宝 1	968	8	李謙溥	濕州刺史	北漢征討	(河東行営汾州路)都監	『長編』9
17	太祖	開宝 3	970	9	王継勲	賀州刺史	南漢征討	(賀州道)行営馬軍都監	『長編』11
18	太祖	開宝 5	972	8	朱 憲		南漢征討	(広州)行営兵軍都監	『長編』13
19	太祖	開宝 7	974	10	丁徳裕	客省使	南唐征討	昇州東南面行営招撫制置使の軍を監す	『長編』15
20	太祖	開宝 7	974	10	潘美	山南東道節度使	南唐征討	(昇州西南面行営)都監	『長編』15
21	太祖	開宝 8	975	1	田欽祚		南唐征討	行営左廂戦棹都監	『長編』16
22	太祖	開宝 8	975	11	梁逈		南唐征討	行営右廂戦棹都監	『長編』16
23	太祖	開宝 9	976	8	潘美	宣徽北院使	北漢征討	(河東行営)都監	『長編』17_
24	太祖	開宝 9	976	8	郭 進	鎮州西山巡検洛州防禦	北漢征討	河東道忻代等州行営馬歩軍都監	『長編』17
25	太宗	太平興国4	979	1	郭 守	八作使	北漢征討	西南壕寨都監	「長編」20
26	太宗	太平興国4	979	1	郭守文	西上閤門使	北漢征討	行営軍を監す	『長編』20
27	太宗	太平興国4	979	1	梁逈	判四方館事順州団練	北漢征討	行営軍を監す	『長編』20

宋初の行営都監

例の比較的豊富な太祖・太宗朝の行営都監を取り上げてみよう。 実態を一瞥しておきたい。ついては、軍事行動が頻繁に起こされ、 宋代の行営都監の淵源を検討するに当たり、先ず宋代におけるその 事

『続資治通鑑長編』(以下『長編』と略す)巻一、太祖、建隆元年九

月已未の条に、

従進反書聞、上命馬歩軍副都指揮使帰徳節度使石守信為揚

宗朝の事例を整理すると、前頁の表1の如くである。営都監は都部署・副都部署と併置されるのが一般であった。太祖・太 宋延渥を排陣使に、それぞれ任じたことを伝えているが、この様に行 石守信・王審琦を行営都部署・副、 とあって、国初、 州行営都部署兼知揚州行府事、 兵討之。 宣徽北院使李處耘為都監、保信節度使宋延渥為排陣使、 揚州節度使李従進を征討するに当たり、禁軍の長官 宣徽院使の李處耘を(行営)都監、 (史料中の括弧は筆者、 殿前都指揮使義成節度使王審琦為 以下同様) 帥禁

営都監の職権を具体的に窺うことができる史料があるので示してみ よう。 都監は時に監軍と称されたことは前述の如くであるが、監軍たる行 『長編』巻四、太祖、 乾徳元年九月丁卯の条に、

倍取軍士之直。處耘捕得尤甚者二人、送慕容延釗。 延釗。至白湖、處耘望見軍士入民舎、良久舎中人大呼求救。遣捕 近臣護軍、 |徽南院使兼枢密副使李處耘、責授淄州刺史。荆湖之役、 上以延釗宿将、 則延釗圉人也。乃鞭其背、 使酒兇恣。王氏愬于處耘、召義訶責。義又譖李處耘於 處耘遂命斬于市以徇。延釗所部小校司義、 臨時専断、 赦其過、 不顧軍議。初至襄陽、衢肆鬻餅餌者率減少、 止罪處耘。處耘亦恐懼、 延釗怒斬之。由是大不協、 延釗怒不受。 舎于荆州客 不敢自明。 更相論 處耘以

> 劾奏に及び、結果的に處耘が淄州刺史に左遷されたという。 延釗の縁故の者であったことも手伝って、延釗の怒りを買い、 處耘が検挙或は譴責し、ある者はこれを処断したところ、 以って寓舎で狼籍をはたらいた軍校、及び民間人を虐待した兵卒を李 れている。これによれば、不当な価格で食料を販売した商人や酒勢を 行営軍務を巡って都部署慕容延釗と深刻な確執を起こしたことが記さ 上記の李處耘が荆南・湖南征服戦役に都監として従軍した折、 咎人が慕容

行為と認識していたことを暗に示している。 自体は明らかに認めている。このことは、太祖が李處耘の訴えを是認 延釗が宿将であるとの理由から彼を赦したが、彼に過失があったこと されていたと理解してよかろう。太祖は両者の弁駁を聴いた後、慕容 である。すなわち、非違・不法の検察は都監の固有の権限として容認 違・不法を糾弾したこと自体は、不当な行為と見なされてはいないの 耘の独断専行が問罪の対象とされたのであって、彼が行営軍政下の非 で及んだという一連の独断専行を指すものと理解される。つまり、處 ついて行営首脳部と協議せず、独自に対応をはかり、遂には処分にま るが、ここに言う「専断」とは、彼が上述の非違・不法行為の処理 したことを意味するとともに、都監による非違・不法の検察を正当な 李處耘の左遷の原因を、『長編』は「臨時専断、不顧軍議」と指

いる。 行為は当然軍律に違背し、軍法による処断の対象になる。 の様な廉で処罰された形跡がないという事実はかかる推測を裏付けて ていなければならなかったであろう。指揮命令系統下における「専断 をも可能ならしめるには、都監を都部署の指揮命令系統から独立させ 李處耘の場合の様に、都監をして時には都部署指揮下の将校の糾弾 李處耘がそ

て、 することで、 以上の如く、宋代の行営都監は、 行営将兵の平時・戦時の行動を監視し、 都部署の軍政に睨みを効かせ、 都部署の指揮命令系統の外にあ 不法・非違を摘発・糾弾 都部署による行営軍の擅

一 唐代の行営都監

戦いの である。 とである。 そこで、行営都監の官称が出現するのは玄宗朝以後に属 されるが、注目すべきは玄宗朝後半に入って大きな質的変化を見せる されるが、注目すべきは玄宗朝後半に入って大きな質的変化を見せる ことである。そこで、行営都監の官称が出現するのは玄宗朝以後に属 ことである。そこで、行営都監の官称が出現するのは玄宗朝以後に属 ことである。とこで、行営都監の官称が出現するのは玄宗朝以後に属 ことである。上述の如く、唐初から徳宗期にかけての監軍について 見してみよう。上述の如く、唐初から徳宗期にかけての監軍について は、夙に矢野氏の論じられたところであるが、論旨の展開上、一瞥し は、夙に矢野氏の論じられたところであるが、論旨の展開上、一瞥し

唐初の監軍

年後、並以中官為之、謂之監軍使。隋末或以御史監軍事。大唐亦然、時有其職、非常官也。開元二十『通典』巻二十九、職官十一、監軍の項に、

営軍の御史監軍制の終焉を開元二十年と断ずるには些か躊躇を覚え行営軍の御史監軍使について論じているのかどうか疑問が残る。従って行われ、唐もこの制(仮に御史監軍制と呼ぶ)に倣ったという。ところで、『通典』は開元二十年以後は中官すなわち宦官を監軍に充て、ころで、『通典』は開元二十年以後は中官すなわち宦官を監軍に充て、ころによれば、隋末以来、有事に際し御史を監軍に充当することがとあるによれば、隋末以来、有事に際し御史を監軍に充当することがとあるによれば、隋末以来、有事に際し御史を監軍に充当することがとあるによれば、隋末以来、有事に際し御史を監軍に充当することがとあるには些か躊躇を開えている。

れた如くである。『資治通鑑』(以下『通鑑』と略す)巻二〇四、武后、ところで、行営軍に監軍を派遣する制度は、武后朝の一時期廃止さ

垂拱三年十一月の条に、

責其有功。遂罷之。 史監軍、軍中事無大小、皆須承禀。以下制上、非令典也。且何以史監軍。太后曰、古者明君遣将、閬外之事、悉以委之。比聞、御太后欲遣章待價、将兵擊吐蕃。鳳閣侍郎韋方質奏請、如旧制遣御

ている。ところが、同書巻二〇六、武后、聖暦元年九月の条に、后はこれを却下し、行営軍の監軍制そのものを廃止させたことを伝え韋方質が旧制通り御史を監軍として派遣するよう奏請したところ、武とあり、この年、韋待價を大将に吐蕃征討軍を編成した際、鳳閣侍郎とあり、この年、韋待價を大将に吐蕃征討軍を編成した際、鳳閣侍郎

いえる。察するという御史の職務の本質からして、至極当然な選任であったと察するという御史の職務の本質からして、至極当然な選任であったと史を有事の行営軍の監軍に充当したのであり、それは官僚の非違を検以上約するに、武后朝の一時期を除き、唐前半期は隋制に倣って御

宦官監軍の登場

外諸民族による外圧の増大を背景に、辺境に十節度使が設置され、やさて、玄宗朝に入ると、内外の政治情勢は一変した。すなわち、塞

されたが、時に禁軍がこれに加わる場合、或は単独で行動する場合もいてこれに当たることとなった。その場合、通常は複数の藩鎮が動員後は、塞外民族の侵寇、国内反乱ともに節度使が常駐の募兵藩軍を率或は辺境鎮戍の府兵を以って行営軍を編成したが、藩鎮の全国列置以の軍事行動には臨時に大総管・総管なる軍司令官が任命され、折衝府がて安史の乱を契機に、全国あまねく藩鎮が布置された。従来、有事

1、玄宗、天宝十四載十二月丙戌の条に、はに至って、行営軍の監軍も人選の上で変化が生じた。『通鑑』巻二一さて、この様な行営軍の質的変化と軌を一にするが如く、玄宗朝半

といえよう。

上遣宦者監門将軍辺令誠、監其軍屯於陝。高仙芝将飛騎・彍騎、及新募兵・辺兵在京師者合五万人、発長安。

この年十一月、范陽に安禄山が叛するや、玄宗は直ちに栄とあって、この年十一月、范陽に安禄山が叛するや、玄宗は直ちに栄とあって、この年十一月、范陽に安禄山が叛するや、玄宗は直ちに栄かる変化が生じたのであろうか。

二、昭宗、天復三年正月の司馬光の言に、先ず第一に考えられる要因は玄宗の宦官重用策である。『通鑑』二六

太子王公、皆畏事之。宦官自此熾矣。是崇是長。晚節令高力士省決章奏、及至進退将相、時与之議。自太祖鑑前世之弊、深抑宦官、無得過四品。明皇(玄宗)始隳旧章、

与させた。宦官は皇帝の家産官僚的存在であったから、これを行政のとある如く、玄宗は本来内廷の管理を職務とした宦官を外廷政治に関

官僚の中で、

かかる任務を委嘱するに最も適した人材が宦官であるこ

心化が懸念される行営軍の目付けの職には最も相応しい人材であったってはるかに有用であったことはいうまでもない。特に出征先での遠る即、玄宗朝に始まる宦官監軍制もその様な政策の一環として理解すあり、玄宗朝に始まる宦官監軍制もその様な政策の一環として理解するとが可能となる。すなわち、玄宗の宦官重用は皇帝権強化の方策でことが可能となる。すなわち、玄宗の宦官重用は皇帝権強化の方策で諸方面に関与させれば、皇帝の政治的意図を国政上に広く反映させる

と推測される辺兵の混成軍団であり、肅宗が乾元二年九月に洛陽の安征討軍は、飛騎・彍騎・新募兵等の禁軍と、恐らく高仙芝の元従牙軍 また、 官を任じても、全軍の一元的統率と征討の完遂は容易ではなかった。 軍を主力としていた。この為、行営軍に元帥或は都招討使等の総司令 た。唐後半期の歴史展開において、かかる事例は枚挙に遑がない。こ 慶緒を討つべく編成した征討軍は、朔方・淮西・興平・滑濮・鎮西北 禁軍が加わることもあった。例えば、上掲史料の高仙芝率いる安禄山 が動員され、行営軍は複数の藩軍による混成軍団となり、時にこれ 藩鎭が辺境、次いで内地にも布置されると、有事の軍事行動には藩 て、 の場合、相互に統属関係がなく、本質的に出境遠征に消極的な藩鎮牙 の様に玄宗朝以降の行営軍は、 庭・鄭蔡・河南・平盧・河東・澤潞の十軍よりなる大混成軍団であっ 乃至は政府の意向を全軍に貫徹させることに最も意を払った。 行営軍の動向を常に監視し、 行動を期すため、主帥の選任もさることながら、 上記の安慶緒征討軍が安陽に潰乱した如く、号令不一の欠点を曝っまた、時には同格の藩帥を糾合するため、主帥を設けぬ場合もあり、 さて、次に考えられる要因は行営軍の質的変化である。上述の如 反乱勢力に大敗を喫すこともあった。ここに政府は行営軍の全 構成各軍の放縦な行動を規制して、 時に禁軍を含むこともあったが、多く 号令不一の欠点を曝し 主帥の軍政を含めて

とは、誰の目からみても明らかであろう。

し、これの統制上の要請から宦官監軍制が採られたものと推測する。玄宗朝以降、行営軍が多藩混成軍団の様相を呈してきたことを背景と怪させるという政府の対処方針を確認することができる。要するに、「宦官の開府儀同三司魚朝恩を観軍容宣慰処置使に任じたが、多藩ず、宦官の開府儀同三司魚朝恩を観軍容宣慰処置使に任じたが、多藩ず、宦官の開府儀同三司魚朝恩を観軍容宣慰処置使に任じたが、多藩上記の安慶緒征討軍が編成された時、肅宗は朔方節度使郭子儀と河上記の安慶緒征討軍が編成された時、肅宗は朔方節度使郭子儀と河

行営都監の出現

巻二三五、徳宗、貞元十六年四月丁亥の条に、 のた。これを機に、やがて宦官監軍が従軍した不逞藩鎭征討軍の事例が称するに至るのである。徳宗朝に入ると、かかる宦官重用の趨勢と藩がするに至るのである。徳宗朝に入ると、かかる宦官重用の趨勢と藩が如く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが如く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが加く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが加く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが加く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが加く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが加く、徳宗は官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしが加く、徳宗は官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立させた。

官為監軍者、数十人坐帳中、争論紛然、莫能決而罷。韓全義素無勇略、専以巧侫貨賂結宦官、得為大帥、毎議軍事、宦

平八月戈申乃条には、 与っていたことが知られる。更にまた、同書巻二四八、武宗、会昌四 与っていたことが知られる。更にまた、同書巻二四八、武宗、会昌四 の史料によれば、この行営軍に数十人の宦官監軍が遣わされ、軍議に 韓全義を蔡州四面行営招討使に任じ、十七道の兵を率いらせたが、こ とあって、同年二月に蔡州節度使呉少誠を征討するため、夏綏節度使

悉選軍中驍勇数百為牙隊。其在陣戦闘者、皆怯弱之士。毎戦監使軍各以意見指揮軍事、将帥不専進退。三者、毎軍各有宦者為監使、初李徳裕以韓全義以来、将帥出征屢敗。其弊有三、・・・・二者、監

白上行之。自禦回鶻、至澤潞罷兵、皆守此制。每兵千人、聴監使取十人自衛、有功隨例霑賞。二枢密皆以為然、従而潰。徳裕乃与枢密使楊欽義•劉行深議、約敕監軍不得預軍政。自有信旗、乗高立馬、以牙隊自衛。視軍勢小却、轍引旗先走、陣

とあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因をとあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因を

『事物紀原』(巻六、節鉞帥曹部、都監)は、と考えている。行営都監が宦官を任ずる職であったことも与ってか、と考えている。行営都監が宦官を任ずる職であったことも与ってか、と考えている。行営都監が宦官を任ずる職であったことも与ってか、と考えている。行営都監が宦官を任ずる職であり、筆者は、その名これが「行営都監」乃至は「都監」なる官称であり、筆者は、その名これが「行営都監」乃至は「都監」なる官称であり、筆者は、その名さて、宦官監軍の行営軍派遣が頻繁に行われ、常制化してくると、

淮西、賈良国監之、高崇文討蜀、劉正亮監之。此疑其初也。唐家制度、毎征伐、専委将率。比年、始以中人為都監。韓全義討唐書白居易伝曰、王承宗叛、帝詔吐突承瓘、率師出討。居易諫曰、

の官称の始見は徳宗の貞元三年である。すなわち、『通鑑』巻二三二、亮を都監の嚆矢と推測している。筆者の検索の限りにおいては、都監准西の呉少誠征討軍を監した賈良国、西川の劉闢征討軍を監した劉貞と述べ、『唐書』(巻一一九)の白居易伝を引いて、徳宗貞元十六年に

貞元三年五月の条に、

その初置の時期を確定することはできないが、 都監が渾瑊率いる行営軍の宦官監軍であるは明らかである。 に任じたことが知られるが、宋奉朝は胡註に「宦者也」とあり、この 瑊を会盟使とし、二万余人を率いて遣わすに当り、 とあって、 甲申、 水会盟使。戊子、以兵部尚書崔漢衡為副使、 この年、 特進宋奉朝為都監。 (河中絳州節度使·朔方行営元帥) 渾瑊自咸陽入朝、 吐蕃による講和の要請を受け入れ、 己丑、 瑊将二万余人、 赴盟所。 徳宗貞元初期には官称 司封員外郎鄭叔矩為 特進宋奉朝を都監 河中節度使渾 従って、 以為清

呉少誠伝に、 ここで、都監なる名称の由来を考えてみたい。 『旧唐書』 巻 四 Ŧī. が出現していることを確認しておきたい。

守溵水。 路行営諸軍将士、並取全義指揮。・・・・七月、 営為賊所乗、 馬進討。:::明年正月、 (貞元十五年九月) 尋下詔、 全義与都監軍使賈秀英・賈国良等夜遁、 夏州節度使韓全義為淮蔡招討処置使。 削奪 (呉) 少誠官爵、 全義頓軍於五楼。 分遣十六道兵 北

其収復成都諸大将、並擒獲劉闢将軍等、委崇文与都監軍使俱文珍、 政事、 「平劉闢詔」に、

亦委崇文・文珍、

條流聞奏。

賈秀英・賈良国を「都監軍使」と記している。

(蔡州)

呉少誠の征討に関

する史料であるが、

『唐大詔令集』巻一二四、

とあって、

とあり、これは先にも触れた徳宗朝の淮西

珍の名が見える。この都監軍使なるものは、 全義率いる十七道の行営軍には、数十人の監軍が従軍していたといい のではないかと考える。 この呼称は監軍使の中の「都」すなわち「頭 たるもの」を意味す 行営全軍を監督する監軍であることは間違いないであろう。そし 條流等第聞奏。‥‥投降将士、 同じく徳宗朝の西川劉闢 先述したところであるが、呉少誠征討の韓 の征討において、 軍司令官との関係からし 「都監軍使

車後半期の契款、監害の車例

表 2	2 唐後半期の都監・監軍の事例									
	皇帝	年号	西暦	月	就任者	官職ほか	軍事行動	事 例	出展	
1	徳宗	貞元3	787	5	宋奉朝	宦者	吐蕃と会盟	吐蕃会盟使の行営軍の都監	『通鑑』232	
2	徳宗	貞元16	800	7	賈秀英		呉少誠(淮西)征討	都監軍使	『旧唐書』145、呉少誠伝	
3	徳宗	貞元16	800	7	賈良国	中人	呉少誠(淮西)征討	都監軍使(都監)	『旧唐書』145、呉少誠伝	
4	憲宗	元和1	806	1	劉貞亮	宦者伝	劉闢(西川)征討	高崇文の軍を監す(都監)	『唐書』119、白居易伝	
5	憲宗	元和1	806	_1	俱文珍	宦官	劉闢(西川)征討	都監軍使	『唐大詔令集』124	
6	憲宗	元和2	807	9	薜尚衍	内官	李(浙西)征討	都監招討宣慰等使	『冊府』122、帝王·征討2	
7	憲宗	元和9	814	10	崔潭峻	内常侍	呉元済(淮西)征討	申光蔡等州招撫使厳綬の軍を監す	『旧等書』145、呉元済伝	
8	憲宗	元和11	816	12	梁守謙	右軍中尉	呉元済(淮西)征討	准西行営諸軍を監す	『冊府』122、帝王・征討2	
9	憲宗	元和12	817	8	?	中使	呉元済(淮西)征討	(※監陳『旧唐書』170、裴度伝「監陣」)	『通鑑』240	
10	穆宗	元和15	820	10	梁守謙	知枢密使	吐蕃防御	左右神策京西北行営都監	『通鑑』241	
11	穆宗	長慶 1	821	12	謝良通		鎮州征討	監軍	『通鑑』242	
12	懿宗	咸通7	866	6	韋仲宰	敕使	安南征討	※監陳、7千人を率いる	『通鑑』250	
13	懿宗	咸通9、10	869		楊復恭	宦者伝	龎 勛 征 討	※監陳、功有り	『旧唐書』184、楊復恭伝	
14	僖宗	乾符3	876	12	楊復光	宦者伝	王仙芝征討	招討副使都監	『通鑑』252	
15	僖宗	中和1	881	2	楊復光	枢密使	黄 巣 征 討	京西西何面行営都監	『通鑑』254	
16	僖宗	中和1	881	7	楊復恭	宦者伝	黄 巣 征 討	天下行営兵馬都監	『冊符』123、帝王·征討3	
17	僖宗	中和2	882	1	西門思恭	右神策観軍容使	黄 巣 征 討	諸道行営都監	『通鑑』254	
18	僖宗	中和2	882	1	楊復光	宦者伝	黄 巣 征 討	南面行営都監使	『通鑑』254	
19	僖宗	中和3	883	1	陳景思		黄 巣 征 討	北面都統監軍使	『通鑑』255	
20	僖宗	中和3	883	1	楊復光	宦者伝	黄巢征討	東面都統監軍使	『通鑑』255	
21	僖宗	中和3	883	1	西門思恭	宦者伝	黄巢征討	都都監	『通鑑』255	

※『冊府』は『冊府元亀』

ではないかと推測する。

不監陳」・「監陣」の事例も掲載した。 「監陳」・「監陣」の事例も掲載した。 電に定着して行くが、史料によっては都監の官称を記さず、「監軍」・「監軍使」或は「某軍を監す」と表現する場合もある。従って、表には都に定着して行くが、史料によっては都監の官称を記さず、「監軍」・「監軍の肩書はないが行営軍を監督したと判断される事例も併せ収録する の肩書はないが行営軍を監督したと判断される事例も併せ収録する で記述して行くが、史料によっては都監の官称を記さず、「監軍」・「監 の肩書はないが行営軍を監督したと判断される事例も併せ収録する である。時代が降るに従い、都監の呼称は行営監軍の正式な官称として徐々 を記述のに、を表に、先述の監使と同じ職務かと思われる である。時代が降るに従い、都監の事例も掲載した。

唐末の宦官夷殺事件

六三、昭宗、天復三年春正月庚午の条に、られたが、唐末に及んで思わぬ展開を迎える。すなわち、『通鑑』巻二表2に見る如く、宦官の行営都監は唐後半期を通じて一貫して設け

可範等数百人於内侍省、尽殺。冤号之声、徹於内外。其出使外方省寺。諸道監軍、俱召還闕下。上従之。是日全忠以兵駆宦官第五(朱)全忠・崔胤同対、胤奏、・・・請悉罷諸司使、其事務尽帰之

胤兼判六軍十二衛。 是宣伝詔命、皆令宮人出入。其両軍内外八鎮兵、悉属六軍、以崔者、詔所在収捕誅之。止留黄衣幼弱者三十人、以備洒掃。・・・・自

も朱全忠に滅ぼされ、後梁の建国をみることになる。 も朱全忠に滅ぼされ、後梁の建国をみることになる。

おわりに

に至って都監は新たな展開を見せることになる。五代の都監についてて都監なる官職そのものが消滅することはなかった。すなわち、五代この都監に任じた宦官は唐末に消滅してしまったが、このことによっ考察の結果、徳宗朝にその淵源を求めることができた。唐朝において小論の目的は、宋朝の行営都監の淵源を唐代に尋ねることであり、

たい。は、、追って論じるつもりであるが、以下に大まかな展望を述べておきは、追って論じるつもりであるが、以下に大まかな展望を述べておき

後梁の太祖朱全忠が唐朝を簒奪する過程で、従来の皇帝権力の維 後梁の太祖朱全忠が唐朝を簒奪する過程で、従来の皇帝権力の維 を梁の太祖朱全忠が唐朝を簒奪する過程で、原則的に継承され を登監に与った側近組織に大きな変化が生じた。すなわち、朱全忠 がかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に蓄 がかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に都下の権力闘争の過程で、皇帝の側近組織の成員が、皇帝の家僕ともいうの権力闘争の過程で、皇帝の側近組織の成員が、皇帝の権力を支えた枢 でき宦官から、朱全忠幕下の腹心を内廷諸使に充てるとともに、都下 がかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に蓄 がかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に都下 がかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に 一次とという。 一次とという。 一次によって担われることとなった。 一次に表示の権力を支えた枢 の警察長官や宿衛統兵官に任じた。 一次に表示の権力の後 を変化が生じた。 はに下てるとともに、都下 は宦官を誅殺した五代の諸皇帝によって、原則的に継承され のを決した。 がかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に著 でき宦官から、朱全忠幕下の腹心士人に転化したのであった。 そして、 を変化が生じた。 は宦官を誅殺した五代の諸皇帝によって、原則的に継承され は宦官を誅殺した五代の諸皇帝によって、原則的に継承され は宦官を誅殺した後、自己の腹心を内廷諸使に充てるとともに、都下 は宦官を誅殺した後、自己の腹心を入にある。 はちに、をという。 はちに、をという。 はちに、をという。 はちに、をという。 はちに、をという。 はちに、をという。 はちに、をという。 はちに、をという。 はたるとともに、都下 はたるとともに、都下 はたるとともに、都下 はたるとともに、都下 はたるとともに、をという。 はたるとともに、都下 はたるとともに、をという。 はたるとともに、都下 はたるとともに、をという。 はたるとともに、をという。 はたるとともに、をという。 はたるとともに、をという。 はたるとともに、をといるとといる。 はたるとともに、第1000年によるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をといるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともに、をにないるとともにないるともにないるとともにないると

軍制の路線上に展開したものであるといえる。詳細は続稿に譲りたい。味するものではなく、都監起用者の属性からして、唐後半期の宦官監起用されることとなる。しかし、それは唐初の御史監軍制の復活を意唐末五代のかかる趨勢の中で、五代の行営軍の都監には再び士人が

註

- 等の肩書を空しく留めるのみとなった。を、ここに至って直属ならしめ、かくて支郡は消滅し、藩鎮は節度使・観察使
- 初の「部署」は、後に廟諱を避けて「総管」と改められたというが、英宗の諱『文献通考』(巻五九、職官十三、都総管の項)が引く『職略』によると、宋『日野開三郎東洋史学論集』第二巻 五代史の基調、第一部第二章の三(兵制)。
- 『文献通考』巻一二五、兵四、兵制、宋太祖・建隆元年八月の条。

が曙であるので、これを避けたものであろう。

(6) (5)

- 都監と監押は職掌は同じで、任用者の資序の高下を以って区別した。旅屯戍辺防訓練之政令」とある。また、同項に「資浅者為監押」とある如く、州長吏等毋預事」とあり、同書巻一六七、職官七、路分都監の項に、「掌本路禁州長吏等毋預事」とあり、同書巻一六七、職官七、路分都監の項に、「掌本路禁州長東、豊村、東大、東十、屯戍之制の項に「若捍禦辺寇、即総管鈐轄共議、
- (7) 『宋史』巻二五八、曹彬伝に

軍。有指彬以示之。・・・・建隆二年自平陽召帰。 坐於野会。鄰道守将走价、馳書来詣。使者素不識彬、潜問人曰、孰為曹監坐於野会。鄰道守将走价、馳書来詣。使者素不識彬、潜問人曰、孰為曹監仁鎬、以彬帝戚尤加礼遇、・・・・口鎬謂従事曰、老夫自謂夙夜匪懈、及見監曹彬・・・・隷(後周)世宗帳下、従鎮澶州。補供奉官、擢河中都監。蒲帥王曹彬・・・・隷(後周)世宗帳下、従鎮澶州。補供奉官、擢河中都監。蒲帥王

これを「荆湖之役、 び「定州駐泊兵馬都監」と記されている。 守文の墓誌銘(『小畜集』二十八)によれば、それぞれ「河東行営馬軍都監」及 務を、「分護行営馬歩軍」及び「護定州屯兵」と記しているが、王禹偁の撰した 史』(巻二五九)郭守文伝によると、太宗朝に守文が北漢征討に従軍した時の職 たものもある)。そこで次に、都監を指して護軍と称した例を挙げてみよう。『宋 の時、謙溥が晋州兵馬都監の職に在って監軍と称されたことが知られ 軍と称している。また、『宋史』(巻二七三)の李謙溥伝によると、 とあって、五代末の例であるが、 によれば、李處耘は太祖朝の荆南・湖南征服戦役に行営都監として従軍したが と同じく「護軍」と称すと、軍隊を監領することを意味した(職名として熟し ところで、監軍の「監」の同義語に「護」或は「監護」なる語があり、「監軍 處耘以近臣、 護軍」と記している。 後周の河中都監・晋州都監であった曹彬を監 また、『宋史』(巻) 二五七) 李處耘伝

- 制度的変遷について、渡邊氏のご高論より多分にご教示を賜った。(9) 渡邊 久「北宋時代の都監」(『東洋史苑』四四 、一九九四)。宋代の都監の
- 役に関するものを表示した。
 (ば)太祖・太宗朝の事例は多数に上るので、代表的な軍事行動として列国平定戦(は)
 矢野主税 「唐代監軍使制の確立について」(『西日本史学』一四、一九五三)
- 引用し、都監の職権について論じられている。析を加えたところであるが(註8「唐宋時代の宣徽院使について」)、渡邊氏もぼ)この史料は都監の職務実態を窺う好個の記事であり、筆者もかつて引用し分
- とあるが、註⑺でも指摘した如く、正式な肩書は行営都監である。容延釗為湖南道行営都部署、枢密副使李處耘為都監」とあって、史料中「護軍」昭『長編』巻四、太祖、乾徳元年正月庚申の条に、「以山南東道節度使兼侍中慕
- 周代斉景公、使穣苴将兵捍燕晋之師。穣苴願得君之寵臣以監軍。公使荘賈⑮ 『通典』巻二九、職官、武官下、監軍の項に、

往。賈不時至、苴斬之。是其始也。

を濫觴とするとしている。 とあって、これによれば、春秋時代に斉の景公が司馬穣苴の要請で設けたこと

- 中人出監方鎮軍、品秩高者為監軍使、其下為監軍。」とある。 (16) 『通鑑』巻二二一、肅宗、乾元元年十一月壬辰の条、監軍使の胡註に「唐:
- 武太后時、改御史台為粛政台。凡置左右粛政二台、別置大夫・中丞各一人:⑪ 『文献通考』五三、職官七、御史台の項に

侍御史・殿中・監察各二十人。

の大夫・中丞のほか、侍御史・殿中侍御史・監察御史が置かれたという。とあるが如く、武后朝に御史台を粛政台と改めた。官員は左右各台に旧名通り

矢野氏によれば、御史監軍が廃止された垂拱三年の翌四年には、既にこれが

(18)

復置されているという。

- 師、募兵十一万、号曰天武軍。旬日而集、皆市井子弟。以栄王琬為元帥、右金吾大将軍高仙芝副之、統諸軍東征。出内府銭帛於京卿。『通鑑』巻二一七、玄宗、天宝十四載十一月丁丑の条、
- 胡割耳熬面請留己。制復留思順於河西。安西節度使高仙芝入朝。・・・・尋以仙芝為河西節度使、代安思順。思順諷群卿 『通鑑』巻二一六、玄宗、天宝十載正月の条に、
- じていたのではないかと考える。れる。従って、彼の河西節度使以来の元従牙軍も京師に駐留し、首都防衛に任める。従って、彼の河西節度使以来の元従牙軍も京師に駐留していたと考えら安思順の河西留任により取り止めとなり、以後は京師に在留していたと考えらとあって、高仙芝は天宝十載に入朝し、一旦は河西節度使を拝命したものの、

(『通鑑』巻二四二)。

上以諸軍征准寧(李希烈)者、不相統壱。庚子、以舒王謨為荆襄等道行営② 『通鑑』巻二二八、徳宗、建中四年九月の条に、

都元帥。

貞元十五年十二月の条に、の元帥を置かんとしたことが伝えられている。また、同書、巻二三五、徳宗、とあって、准西李希烈の征討の際、征討軍に統一性が欠如していたため、皇族

潰於小潑水、委弃器械資糧、皆為少誠所有。於是、始議置招討使。諸軍討呉少誠者、既無統帥、毎出兵、人自規利、進退不壱。乙未、諸軍自

いう。更にまた、同書巻二四二、穆宗、長慶二年正月の条に、判断で行動し、作戦の統一がはかれず、改めて招討使を置くことが議されたととあり、蔡州呉少誠の征討の際、総司令官を設けなかったため、諸軍が独自の

攻囲。已踰半年、王師無功。・・・・盖由節将太衆、其心不斉。莫肯率先、逓攻囲。已踰半年、王師無功。・・・・盖由節将太衆、其心不斉。莫肯率先、逓中書舎人白居易上言、以為自幽鎮逆命、朝廷徴諸道兵、計十七八万、四面

徹して積極的な攻撃に出ないところにあると、白居易が指摘している。も戦功を挙げることができない原因が、征討軍が多藩混成軍団であり、保身にとあり、幽・鎮州の反乱の征討に際し、十数万の兵を動員しながら半年を経て

を置かなかったことについて次の如く論評している。 『通鑑』巻二二〇、肅宗、乾元元年九月庚寅の条の胡註は、この征討で元帥

こ羊ノハ。 この時の征討軍が安陽に潰乱した経緯は、『通鑑』巻二二一、乾元二年三月の条。 諸軍並行、歩騎数十万、而不置元帥、号令不一、所以有安陽之敗。

『通鑑』巻二二〇、肅宗、乾元元年九月庚寅の条。

始於明皇、盛於肅代、成於徳宗、極於昭宗」とある。 『通鑑』巻二六三、昭宗、天復三年正月の司馬光の論評に、「然則宦官之禍、

官竇文場と王希遷なる者に神策軍を分掌させ、貞元十二年六月、宦官の統軍職興元元年十月、京師における涇原藩兵の乱(建中四年十月)に功績のあった宦の一徳宗は、魚朝恩を誅殺して以降、宦官に兵権を委ねることを控えていたが、

軍政」と述べ、胡註は「為宦官挟兵権、以脅天子張本」と評している(『通鑑』として左右神策護軍中尉を置いた。これについて、『通鑑』は「自是、宦官始夷

『通鑑』巻二三五、徳宗、貞元十六年二月乙酉の条。

(27)

いる。 『唐書』(巻一四一)・『旧唐書』(巻一六二)の韓全義伝は「十数人」として

氏も同様の見解を示しておられる。の意であるので、或はここにいう監使と同じ職務かと推測する。この点、矢野の意であるので、或はここにいう監使と同じ職務かと推測する。この点、矢野に掲げる表2に挙げておいたが、「陳」・「陣」は「嗽」に同じく、「列」「隊列」の一室官の行営における職務に「監陳」或は「監陣」なるものがある。事例は後

杜黄裳独曰、(劉)闢狂戆書生、取之拾芥耳。臣知、神策軍使高崇文、勇略った。『通鑑』巻二三七、憲宗、元和元年正月の条に、

可用。願陛下専以軍事委之、勿置監軍、闢必可擒。上従之。

おける宦官監軍の必要性を物語っているといえよう。く、実際には宦官の劉貞亮・倶文珍なる者を監軍として派遣している。皇帝にく、実際には宦官の劉貞亮・倶文珍なる者を監軍として派遣している。皇帝に失文を任じること及び監軍を設置しないことを決めた如くであるが、後述の如とあって、西川劉闢の征討に当たって、憲宗は杜黄裳の言を納れて、主帥に高とあって、西川劉闢の征討に当たって、憲宗は杜黄裳の言を納れて、主帥に高

承瓘率師出討王承宗疏」)、これには「賈良国」とあるので、後者が正しい。まある。白居易伝の上奏文は『全唐文』に収録されており(巻六六六、「諫詔吐突』 この史料には、「賈国良」とあるが、前掲『唐書』白居易伝には「賈良国」と

れが正しいかは判断しかねる。(巻一四一)・『旧唐書』(巻一六二)の韓全義伝は、皆「賈英秀」と記すが、何た、「賈秀英」については、『唐書』(巻二一四)の呉少誠伝(巻二一四)、『唐書』

如此則衆斉令一、必有成功。今既祗留東西二帥(李光顔・裴度)、請各置都監一人、諸道監軍一時停罷、

監軍が随伴していたことが知られよう。とあって、穆宗の長慶年間に幽・鎮州の乱を征討するため動員された諸道軍に

(3) 『通鑑』巻二五四、僖宗、中和二年正月辛亥の条に、

同義であろうから、都監と考えてよかろう。光仍監軍」と記している。都監使を監軍と称しているが、都監使は都監軍使と南面行営都監使への就任を、『唐書』(巻二○七)楊復光伝は「王鐸為招討、復とあり、これは唐末の黄巣征討に関する記事であるが、ここにおける楊復光の以王鐸兼中書令充諸道行営都都統。・・・以楊復光為南面行営都監使。

彦弼、及内諸司使韋処廷等十六人。 「風翔節度使」李茂貞独見上。中尉韓全郎・是夕又斬李継筠・李継誨・李内養、帥鳳翔卒四十人、収全誨等斬之。……是夕又斬李継筠・李継誨・李茂貞独見上。中尉韓全誨・張彦弘、枢密使袁易簡・周敬(鳳翔節度使)李茂貞独見上。中尉韓全誨・張彦弘、枢密使袁易簡・周敬

とあり、次いで、同壬戌の条に、

誅九十人。 時鳳翔所誅宦官、已七十二人。朱全忠、又密令京兆、捜捕致仕不従行者、

が、李茂貞と朱全忠によって誅殺されたことが知られる。とあって、昭宗を鳳翔に動座した神策軍中尉韓全誨等併せて百六十二人の宦官

監軍魚全禋、及致仕厳遵美、為李克用・劉仁恭・楊行密・王建所匿、得全。時宦官尽死。惟河東監軍張承業・幽州監軍張居翰・清海監軍程匡柔・西川『通鑑』巻二六四、昭宗、天復三年二月壬申の条に、

(36)

斬它囚以応詔。

建等藩帥によって庇護された事実はよく知られている。州の張居翰・清海の程匡柔・西川の魚全禋等が、李克用・劉仁恭・楊行密・王とあるが如く、朱全忠の宦官粛正に際し、唐末雄藩の監軍、河東の張承業・幽

と文化』、汲古書院、一九八三)を参照されたし。 唐末の内廷機構の変質については拙稿「唐・五代三班使臣考」(『宋代の社会

握した後、『通鑑』巻二六四、天祐元年閏月戊申の条に、38 朱全忠は専権乱国を口実に崔胤を除き、神策軍及び六軍を統轄して国柄を掌

度使氏叔琮為右龍武統軍、典宿衛皆朱全忠之腹心也。 韋震為河南尹兼六軍諸衛副使、又徴武寧留後朱友恭為左龍武統軍、保大節為宣徽南院使、王殷為宣徽北院使兼皇城使、張廷範為金吾将軍充街使、以勅、内諸司、惟留宣徽等九使外、余皆停廃、仍不以内夫人充使。以蔣玄暉

らしめた。の内諸司使任用をやめ、これに代えて自らの腹心を内廷諸使に充て、宿衛を掌の内諸司使任用をやめ、これに代えて自らの腹心を内廷諸使に充て、宿衛を掌とある如く、詔勅を借りて、宦官夷誅後に暫定的に行われていた内夫人(宮官)